

令和6年2月22日

## 公示第667号

電通健康保険組合  
理事長 林 信貴

健康保険法第47条の規定により、令和6年4月1日より、令和7年3月31日までの間、任意継続被保険者に適用する標準報酬月額、保険料月額、介護保険料の上限を下記のとおりとする。

### 記

標準報酬月額 1,390,000円

保険料月額 116,065円

介護保険料 26,410円

以上

2月22日から
掲示期間
3月31日まで